

令和8年7月15日

学 長 裁 定

(目的)

- 1 至誠館大学（以下「本学」という。）は、本学における教育・研究の成果を広く社会に公開することにより、学術研究の発展、産業の活性化、および社会の課題解決に寄与するため、オープンアクセス・ポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、本学に所属する教職員等（以下「構成員」という。）が作成し、出版社、学協会または本学等が発行する学術雑誌、紀要等に掲載された学術論文およびその根拠データ等の研究成果（以下「研究成果」という。）について「山口県大学共同リポジトリ『維新』」（以下「リポジトリ」という。）または構成員が選択するその他の方法により、可能な限り無償かつ恒久的に公開し、広く学内外に提供するものとする。

(適用の例外)

- 3 前項の規定にかかわらず、著作権法上の問題、特許申請等に係る知的財産権の保護、その他合理的な理由により、本学による公開が不適切であると認められる研究成果については、構成員からの申し出により、当該研究成果の全部もしくは一部を非公開とし、または公開を延期することができる。

(著作権の帰属)

- 4 本ポリシーによる研究成果のオープンアクセス化に伴い、著作権が本学に移転することはない。構成員は、出版社や学協会等の著作権ポリシー（グリーンOAの条件等）に留意しつつ、本学に対してリポジトリへの登録および公開に必要な許諾を与えるものとする。

(過去の研究成果への不遡及)

- 5 ポリシー策定以前に公表された研究成果については、適用しない。ただし、構成員の希望があれば、著作権その他の条件に支障のない範囲で適用することができる。

(リポジトリへの登録)

- 6 構成員は、研究成果をリポジトリで公開する場合、リポジトリへの登録が許諾される適切な版をできるだけ速やかに本学に提供する。

(運用・事務)

- 7 本ポリシーの実施、リポジトリの運用、およびこれらに関する事務業務は、本学附属図書館が所掌する。

(その他)

- 8 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスの推進に関し必要な事項は、別に定める。

以 上